

# 長久手市特定乳児等通園支援事業の確認の手続等に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業を行おうとする者に係る確認（以下「確認」という。）の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (確認等の基準)

第2条 確認の基準は、支援法、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「運営府令」という。）及びこども誰でも通園制度の実施に関する手引（こども家庭庁発行）その他関係法令等に定めるところによる。

## (確認の申請)

第3条 確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、支援法第54条の2第2項の規定に基づき、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に、当該申請が前条で定める基準に適合していることを証する書類を添付して市長に申請をしなければならない。なお、当該申請の前に申請者と市で事前に協議をすることができる。

## (確認の決定等の通知)

第4条 市長は、前条の確認を決定する場合は特定乳児等通園支援事業確認決定通知書（様式第2号）を、確認を却下する場合は特定乳児等通園支援事業確認却下通知書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

## (確認内容の変更)

第5条 前条の規定により確認の決定を受けた者（以下「確認事業者」という。）が、その申請に際して届け出た内容について変更がある場合は、支援法第54条の3において準用する支援法第47条の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者確認変更届出書（様式第4-1号又は様式第4-2号）により市長に届け出なければならない。ただし、利用定員の増加をしようとする場合は、

支援法第54条の3において準用する支援法第44条の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（様式第4-3号）を市長へ申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出又は申請があった場合は、その内容を審査し、特定乳児等通園支援事業者確認変更承認・却下通知書（様式第5号）を確認事業者に通知するものとする。

（確認の辞退）

第6条 支援法第54条の3において準用する支援法第48条の規定に基づき、確認を辞退しようとする確認事業者は、乳児等通園支援事業認可廃止又は休止申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた場合は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退決定通知書（様式第7号）を、不適当と認めた場合は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退却下通知書（様式第8号）を確認事業者に通知するものとする。

（立入調査及び報告等）

第7条 市長は、支援法第54条の3において準用する支援法第50条の規定に基づき、必要があると認められるときは、確認事業者に対して報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査等させることができる。

- 2 市長は、支援法第54条の3において準用する支援法第51条の規定に基づき、確認事業者に対して、適正な運営を確保するため指導及び改善勧告（以下「指導等」という。）を行うことができる。

- 3 市長は、前項の指導等を行ったときは、事後適当な時期に報告を求め、又は立入調査等を行い、改善を確認することができる。

- 4 確認事業者は、施設の管理下において、利用乳幼児の死亡、重傷事故、救急搬送、食中毒及び虐待等の重大な事案があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(確認の停止の通知)

第8条 市長は、支援法第54条の3において準用する支援法第52条の規定に基づき、確認を停止するときは、特定乳児等通園支援事業確認停止通知書（様式第9号）を確認事業者へ通知するものとする。

(確認の取消しの通知)

第9条 市長は、支援法第54条の3において準用する支援法第52条の規定に基づき、確認を取り消すときは、特定乳児等通園支援事業確認取消通知書（様式第10号）により確認事業者へ通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、確認の手続き等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月14日から施行する。